

徳島県情報公開審査会答申第221号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年7月20日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「H〇〇.〇.〇徳島新聞掲載の「別紙記事」に関する経緯経過の分かる書類」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年8月1日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「山土搬出計画書」と特定し、条例第8条第1号及び第2号に規定する非公開情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年8月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成30年11月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

県は、山土搬出計画書と特定していながら、業者名、実施場所、搬入先、利用目的等の黒塗りの公開のみはおかしい。本来、県に提出された申請書類は全て公開するのが当たり前であり、それらの書類を隠す行為は犯罪であり、枉法行為そのものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分を行った理由

山土搬出計画書に記載の搬出元及び搬出経路周辺農地の地番（以下「本件非公開情報1」という。）については、条例第8条第1号に該当し、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる搬出元等により特定の個人を識別することができるため、個人情報部分については非開示とした。

また、計画書提出者の住所、氏名及び印影、実施場所名、搬入先利用目的、搬出元、搬入先の地番、搬出経路周辺農地の地番並びに計画書1.（1）に係る搬入先位置図（以下「本件非公開情報2」という。）は、条例第8条第2号に該当し、法人に関する情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開とした。

(2) 以上により、条例第8条第1号及び同2号に該当する情報については非公開とし、その他の情報については公開した。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年11月30日	諮問
令和3年12月16日	審議（第187回審査会）
令和4年2月9日	審議（第189回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件請求内容及び審査請求人が本件請求に係る公文書公開請求書に添付していた別紙の内容から、本件請求は、〇〇から土地造成工事を請け負った事業者（以下「本件事業者」という。）が、当該工事で発生する土石を農地転用許可を得ていない第三者の農地に仮置きしていた事案（以下「本件違反転用」という。）について、仮置きした土石を当該農地から搬出するに当たって本件事業者から県農林水産政策課に提出された山土搬出計画書（以下「本件請求公文書」という。）の公開を求めるものである。

実施機関は、本件請求公文書のうち本件非公開情報1及び本件非公開情報2を非公開とする本件処分を行ったところ、審査請求人は、実施機関が非公開とした情報の全てを公開することを求めていることから、以下、当審査会では、本件非公開情報の非公開情報該当性について検討する。

2 本件非公開情報の非公開情報該当性について

(1) 本件非公開情報1について

本件非公開情報 1 は、本件違反転用があった農地の所在地及び同地から土石を搬出するための経路周辺にある農地の所在地の情報である。

当該情報は、不動産登記簿によりその土地の所有者が誰であるか特定することができ、本件違反転用の農地の所有者を特定することができる情報であることから、条例第 8 条第 1 号に規定する非公開情報に該当する。

(2) 本件非公開情報 2 について

本件非公開情報 2 のうち計画書提出者の住所、氏名及び印影、実施場所名、搬入先利用目的、搬入先の所在地並びに計画書 1 . (1) に係る搬入先の位置図については、本件事業者の名称、代表者の氏名、事務所の所在地等であることから本件事業者が特定することができる又は特定されるおそれがある情報であると認められる。

当該情報が公にされた場合、本件違反転用が新聞により大きく報道されていたことから本件事業者の社会的評価が低下するおそれがあることは否定できない。一方で、本件事業者は、実施機関及び〇〇農業委員会の指導に従って農地の原状回復を進めており、本件処分があった時点では着実に解決に向かっていたと認められることから当該情報を公にすることによる不利益を受忍すべきとまでは言い難い。よって、当該情報は、これを公にすることにより、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものといえ、条例第 8 条第 2 号に規定する非公開情報に該当する。

3 本件処分の妥当性

以上のことから、実施機関が本件非公開情報は条例第 8 条第 1 号及び第 2 号に規定する非公開情報に該当するとして行った本件処分は、妥当であると判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	